



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治6年における函館の昆布市場：高田家文書の断片を資料として
Author(s)	大石, 圭一; OISHI, Keiichi; 原田, 武夫 他
Citation	北海道大學水産學部研究彙報, 37(3), 257-279
Issue Date	1986-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/23928
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(3)_P257-279.pdf



明治6年における函館の昆布市場
——高田家文書の断片を資料として——

大石 圭一*・原田 武夫**・北爪 博彦*

On the Hakodate Kombu Market in 1873, according to Seventeen
Loan Documents of the Takada Family

Keiichi OISHI*, Takeo HARADA** and Hirohiko KITAZUME*

Abstract

The kombu trading in 1873 is studied referring to the amounts of kombu exports and products in 1868 to 1878. Then the seventeen bonds kept by the Takada family are analyzed. The family is the descendant of Takadaya Kahei, who was a pioneer of kombu trade in northern Hokkaido, but the trade was soon prohibited by the Tokugawa Government.

It is well known that kombu export from Ryukyu to China was suddenly came to an end in 1873, because Meiji Government prohibited the trade. Therefore it is supposed that kombu export from Hakodate was affected by this prohibition. The family intended to export kombu directly to China from Hakodate, but they could not succeed, because they were not familiar with kombu trading. They borrowed money, about 5,000 yen, from two Chinese merchants dwelling in Hakodate, but they could not pay it back to them. They fell off the kombu market.

The seventeen bonds tell us the above-mentioned facts.

[序にかえて]

明治6年は日本の昆布貿易史上特別の年であった。なぜならば、この年まで約50年間続いていた、琉球から中国向けの100~200トンの昆布輸出が停止されたからである。そのはね返りが、昆布の集産地函館に何らかの影響を与えたのではないかと、与えたとすればどのようなものが、どの程度であったかを知りたかった。なお函館の地名をこのように書くのは明治2年から確定したものであり、それ以前には箱館と書くことが多かった。この論文では、明治2年以前であっても函館と書き、混乱を招かないことにした。

今回、明治6~7年の高田屋嘉兵衛の子孫が残した17札の函館在住の華僑にあてた証書類の写しを偶然入手することができた。その多くは、4~6月頃高田家が昆布を提供する約束で受取った手打金、あるいは前借のようなものであった。その後高田家が、昆布の実物を渡すことができなかつたり、または納期が遅れたりして、罰金等として家財が華僑に取られていった。17札の証書類はこのことを説明している文書である。

* 北海道大学水産学部食品化学第二講座 (Laboratory of Food Hygiene, Faculty of Fisheries, Hokkaido University)

** 北海道大学水産学部海洋化学講座 (Laboratory of Marine Chemistry, Faculty of Fisheries, Hokkaido University)

なお、この高田家文書は、某氏が華僑関係の資料を高田家文書の中から探し出し、それをコピーして持参していたものを、某氏の知人を介して譲り受けたものである。これ以外の高田家文書により、明治6年前後の昆布取引の様子を知りうれば、事情が一層はつきりすることであろう。

また、高田家の当主は高田家文書を整理して一括公表の希望があるらしく、今回の様に断片的資料を用いた研究には賛意を表しかねる様子が見られないでもないが、著者らとしては明治6年における函館の昆布貿易の実情を整理しておけば、未知の資料の提供を受けたり、紹介されることもあり、昆布の消費流通の研究を次の段階へ進める可能性もあるので、敢えて取上げることにした。

[1] 明治初期における函館の昆布貿易市場

昆布は函館における貿易の最重要品であった。このことを忘れては、函館の歴史を正しく把握することはできない。函館開港77年記念の港音頭の中に『港自慢のスルメイカ』と歌っているが、昆布について沈黙を守っている。開港祭りの主催者たちは、函館開港と昆布が深い関係にあったことを見落としていたのである。

昆布貿易に関する統計は、次の4種がある。その一は『開拓使事業報告』¹⁾であり、ここでは明治2年から7年までの主な移出品、昆布、なまこ、あわび、するめ、その他の合計の輸出重量及び輸出金額並びに全量に対する比率を表1.として示した。その二は『英国領事報告』²⁾であり、同様に表2.として示した。但しこの場合は1ドルを1,000円として計算している。統計資料のその三は『道光以後中琉貿易的統計』³⁾であり、表3.に示した。なお資料1と2から昆布の単位重

Table 1. Amount exported from Hakodate according to the records of Kaitakushi¹⁾.

	2nd year of Meiji (1869)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	4,862.773	94.68	319,557.987	75.01
Sea cucumber	55.028	1.07	37,052.095	8.70
Abalone	106.256	2.07	37,053.409	8.70
Squid	65.224	1.27	16,643.366	3.91
Shark fin	9.505	0.185	205.789	0.05
Others (foods and non-foods)	37.124	0.72	15,484.088	3.63
Total	5,135.910	99.995	425,996.734	100.00

	3rd year of Meiji (1870)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	4,377.346	87.38	271,215.792	67.67
Sea cucumber	48.818	0.97	42,936.224	10.71
Abalone	72.915	1.46	44,712.987	11.16
Squid	95.843	1.91	18,925.731	4.72
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	414.731	8.28	22,983.098	5.73
Total	5,009.653	100.00	400,773.832	99.99

大石ら： 明治 6 年における函館の昆布市場

	4th year of Meiji (1871)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	6,008.675	95.95	332,230.089	76.54
Sea cucumber	35.219	0.56	29,107.815	6.71
Abalone	80.642	1.29	50,751.589	11.69
Squid	83.208	1.33	15,816.507	3.64
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	54.275	0.87	6,146.727	1.42
Total	6,262.019	100.00	434,052.727	100.00
	5th year of Meiji (1872)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	4,401.118	88.67	164,706.569	48.59
Sea cucumber	113.296	2.28	94,413.635	27.86
Abalone	91.969	1.85	38,320.473	11.31
Squid	173.099	3.49	28,849.842	8.51
Shark fin	0.071	0.001	30.600	0.01
Others (foods and non-foods)	184.158	3.71	12,624.837	3.72
Total	4,963.711	100.001	338,945.956	100.00
	6th year of Meiji (1873)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	8,214.596	91.06	259,540.340	59.32
Sea cucumber	123.409	1.37	107,049.363	24.47
Abalone	97.806	1.08	39,400.665	9.01
Squid	76.313	0.85	12,377.027	2.83
Shark fin	0.341	0.004	153.225	0.04
Others (foods and non-foods)	508.942	5.64	19,016.565	4.35
Total	9,021.407	100.004	437,537.185	100.02
	7th year of Meiji (1874)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	7,370.259	88.89	152,186.088	57.41
Sea cucumber	93.072	1.12	66,300.572	25.01
Abalone	51.441	0.62	18,812.615	7.10
Squid	69.341	0.84	9,950.106	3.75
Shark fin	0.152	0.002	73.730	0.03
Others (foods and non-foods)	707.354	8.53	17,766.339	6.70
Total	8,291.619	100.002	265,089.450	100.00

	Average of the years			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	5,872.461	91.11	249,906.144	64.09
Sea cucumber	78.140	1.23	62,810.170	17.24
Abalone	83.505	1.40	38,175.290	9.83
Squid	93.823	1.62	17,093.763	4.56
Shark fin	2.517	0.048	115.836	0.03
Others (foods and non-foods)	317.764	4.63	15,670.276	4.26
Total	6,448.210	100.038	383,771.479	100.01

Table 2. Amount exported from Hakodate according to the records of the British Council²⁾.

	1st year of Meiji (1868)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	5,979.4	97.18	219.050	60.77
Sea cucumber	—	—	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	—	—	—	—
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	173.6	2.82	141.391	39.23
Total	6,153.0	100.00	360.441	100.00
	2nd year of Meiji (1869)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	3,631.9	97.47	192.521	73.09
Sea cucumber	—	—	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	—	—	—	—
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	94.1	2.53	70.879	26.91
Total	3,726.0	100.00	263.400	100.00
	3rd year of Meiji (1870)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	972.1	98.32	68.985	79.61
Sea cucumber	—	—	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	—	—	—	—
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	16.6	1.68	17.673	20.39
Total	988.7	100.00	86.658	100.00

大石ら： 明治6年における函館の昆布市場

	4th year of Meiji (1871)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	4,100.3	97.42	169.853	58.25
Sea cucumber	25.6	0.61	15.235	5.22
Abalone	25.6	0.61	9.916	3.40
Squid	27.1	0.64	3.913	1.34
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	30.3	0.72	92.666	31.78
Total	4,208.9	100.00	291.583	99.99

	5th year of Meiji (1872)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	6,550.5	90.78	243.870	58.52
Sea cucumber	71.5	0.99	53.928	12.94
Abalone	117.4	1.63	47.016	11.28
Squid	269.8	3.74	47.084	11.30
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	206.4	2.86	24.819	5.96
Total	7,215.6	100.00	416.717	100.00

	6th year of Meiji (1873)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	—	—	324.679	59.04
Sea cucumber	—	—	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	—	—	—	—
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	—	—	225.269	40.96
Total	—	—	549.948	100.00

	7th year of Meiji (1874)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	6,133.8	82.94	163.463	58.17
Sea cucumber	93.2	1.26	66.513	23.67
Abalone	60.6	0.82	20.165	7.18
Squid	69.2	0.94	9.950	3.54
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	1,038.6	14.03	20.922	7.45
Total	7,395.4	99.99	281.013	100.01

	8th year of Meiji (1875)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	6,875.4	95.62	228.454	65.20
Sea cucumber	74.4	1.03	60.881	17.37
Abalone	77.2	1.07	34.305	9.79
Squid	110.6	1.54	21.429	6.12
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	52.1	0.72	5.345	1.53
Total	7,190.5	99.98	350.414	100.01

	9th year of Meiji (1876)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	15,175.7	90.86	536.937	69.11
Sea cucumber	121.1	0.73	126.710	16.31
Abalone	115.9	0.69	49.643	6.39
Squid	145.1	0.87	24.462	3.15
Shark fin	2.8	0.02	1.107	0.14
Others (foods and non-foods)	1,141.0	6.83	38.103	4.90
Total	16,701.6	100.00	776.962	100.00

	10th year of Meiji (1877)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	9,562.9	97.00	330.990	80.40
Sea cucumber	93.1	0.94	29.345	7.13
Abalone	45.3	0.46	20.720	5.03
Squid	157.4	1.60	30.600	7.43
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	—	—	—	—
Total	9,858.7	100.00	411.655	99.99

	Average of the years			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Dollar	%
Kombu	6,553.6	94.18	317.880	66.22
Sea cucumber	79.8	0.93	58.769	13.77
Abalone	73.7	0.88	30.294	7.18
Squid	129.9	1.56	22.906	5.48
Shark fin	2.8	0.02	1.107	0.14
Others (foods and non-foods)	344.1	4.02	70.785	19.90
Total	7,183.9	101.59	501.741	112.69

大石ら： 明治6年における函館の昆布市場

Table 3. Amount exported from Ryukyu³⁾.

	1st year of Meiji (1868)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	121.2	88.60	—	—
Sea cucumber	3.3	2.41	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	5.3	3.87	—	—
Shark fin	3.2	2.34	—	—
Others (foods and non-foods)	3.8	2.78	—	—
Total	136.8	100.00	—	—
	2nd year of Meiji (1869)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	117.6	76.07	—	—
Sea cucumber	9.6	6.21	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	5.7	3.69	—	—
Shark fin	16.8	10.87	—	—
Others (foods and non-foods)	4.9	3.17	—	—
Total	154.6	100.01	—	—
	3rd year of Meiji (1870)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	180.0	79.51	—	—
Sea cucumber	12.0	5.30	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	7.8	3.45	—	—
Shark fin	19.2	8.48	—	—
Others (foods and non-foods)	7.4	3.27	—	—
Total	226.4	100.01	—	—
	4th year of Meiji (1871)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	—	—	—	—
Sea cucumber	—	—	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	—	—	—	—
Shark fin	—	—	—	—
Others (foods and non-foods)	—	—	—	—
Total	—	—	—	—

	5th year of Meiji (1872)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	61.8	83.40	—	—
Sea cucumber	2.4	3.24	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	2.6	3.51	—	—
Shark fin	4.8	6.48	—	—
Others (foods and non-foods)	2.5	3.37	—	—
Total	74.1	100.00	—	—

	6th year of Meiji (1873)			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	60.0	82.76	—	—
Sea cucumber	2.4	3.31	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	3.4	4.69	—	—
Shark fin	4.2	5.79	—	—
Others (foods and non-foods)	2.5	3.45	—	—
Total	72.5	100.00	—	—

	Average of the years			
	Quantity		Sum of price	
	Ton	%	Yen	%
Kombu	108.12	81.37	—	—
Sea cucumber	5.94	4.47	—	—
Abalone	—	—	—	—
Squid	4.96	3.73	—	—
Shark fin	9.64	7.25	—	—
Others (foods and non-foods)	4.22	3.18	—	—
Total	132.88	100.00	—	—

大石ら： 明治6年における函館の昆布市場

Table 4. Kombu exports from Hakodate according to the records of Kaitakushi¹⁾.

Year of Meiji	A.D	Quantity (Ton)	Yen	Yen/Ton
1 st	1868	—	—	—
2 nd	1869	4,862.8	319,558	65.71
3 rd	1870	4,377.3	271,216	61.96
4 th	1871	6,008.7	332,230	55.29
5 th	1872	4,401.1	164,707	37.42
6 th	1873	8,214.6	259,540	31.59
7 th	1874	7,370.3	152,186	20.65
8 th	1875	—	—	—
9 th	1876	—	—	—
10 th	1877	—	—	—
Total		35,234.8	1,499,437	272.62
Average		5,872.47	249,906.2	45.44

Table 5. Kombu exports from Hakodate according to the records of the British Council²⁾.

Year of Meiji	A.D	Quantity (Ton)	Yen	Yen/Ton
1 st	1868	5,979.4	219,050	36.63
2 nd	1869	3,631.9	192,521	53.01
3 rd	1870	972.1	68,985	70.96
4 th	1871	4,100.3	169,853	41.42
5 th	1872	6,550.5	243,870	37.23
6 th	1873	—	324,679	—
7 th	1874	6,133.8	163,463	26.65
8 th	1875	6,875.4	228,454	33.23
9 th	1876	15,175.7	536,937	35.38
10 th	1877	9,562.9	330,990	34.61
Total		58,982.0	2,478,802	369.12
Average		6,553.56	247,880.2	41.01

Table 6. The production of Kombu in Japan according to the records of Kombu Taikan³⁾.

Year of Meiji	A.D	Quantity (Ton)	Yen	Yen/Ton
1 st	1868	—	—	—
2 nd	1869	—	—	—
3 rd	1870	5,193.2	143,695	27.67
4 th	1871	4,225.7	120,319	28.47
5 th	1872	13,437.8	360,020	26.79
6 th	1873	13,299.5	344,019	25.87
7 th	1874	10,910.4	213,328	19.55
8 th	1875	10,245.6	213,605	20.85
9 th	1876	14,580.0	288,966	19.82
10 th	1877	13,305.5	289,051	21.72
Total		85,197.7	1,973,003	190.74
Average		10,649.71	246,625.4	23.84

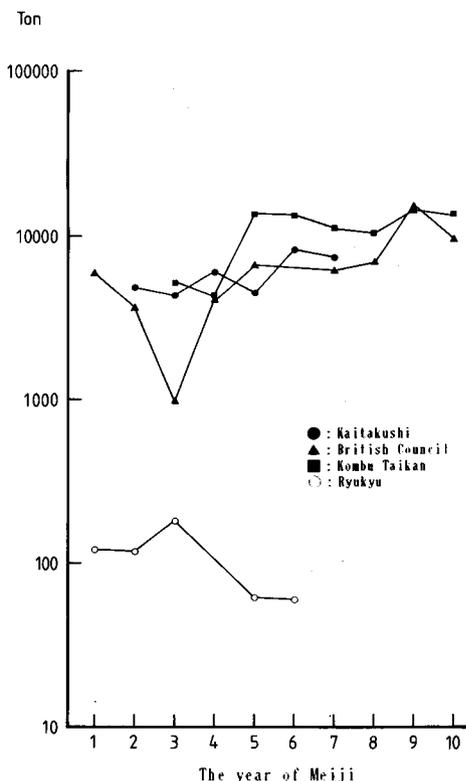


Fig. 1. Kombu quantities — yield and exports, including domestic and foreign.

90%あるいは100%に近い値であった。図4は函館における昆布価格の年次変化を示したものである。明治初年に於いては高い価格であったが、明治7年を底として、以後安定してきたことを示してある。

ここで第3の資料の『道光以後中琉貿易的統計』³⁾の内容について触れておかなければならぬ。中琉とは中国と琉球のことで、この貿易は、琉球から中国に向けての進貢である。最初は、明の洪武5年(1373)から清の光緒元年(1875)まで約500年間続き、最後の50年間が昆布を中心とした対清貿易で、いわゆる『道光以後中琉貿易』である。

昆布の輸出について特に注目すべきことは『道光以後中琉貿易』である。この貿易に於ける主役は昆布であって、重量に於いて80~90%、金額に於いて50%を占める、昆布中心の進貢であった。明治6年に明治新政府が琉球国の外交権を完全に剝奪するために、いわゆる中琉貿易を完全に停止させた。これをきっかけとして、清国の昆布商人が直接函館に昆布購入のため来航したことが容易に推定できる。何故ならば、1854年に広東の羅森がペリー提督の通訳として函館を訪れ、函館が昆布の集産地であることを知ったのがきっかけとなり、函館開港と同時に清国の商人、陳玉松が直接函館に昆布を買うために来ているからである。陳玉松以来、函館から清国に直接昆布を輸出する量が多くなっていることが図1.から容易に推察できる。

函館は漁業基地としての性格上、全輸金額中に占める水産物の割合は、大きな額であった。水産物の中でも昆布が特に重要であって、それが図2.に示されている。例えば昆布の比重は極めて

量に対する価格が知られるので、表4.と表5.に示した。

統計資料のその四は『日本昆布大観』⁴⁾で、これにより日本の昆布生産量が知られる。これに基づき表6.を作製した。以上の資料により図を作製した。図により、明治初期の函館における昆布貿易について検討することにした。

図1.は函館市場における昆布の移出量¹⁾(—●—)、輸出量²⁾(—▲—)、生産量⁴⁾(—■—)、中琉貿易に於ける輸出量³⁾(—○—)を示したものである。中琉貿易に於ける輸出量は函館に於けるものの数パーセントに相当するのが知られるであろう。図2.は『開拓使事業報告』¹⁾と『英国領事報告』²⁾による函館港の全輸出品に対する主な輸出品の金額の比率と、比率の平均値を示したものである。これによると昆布は全体の65%、なまこは13%、すめめは7%、あわびは4%、なお、ふかひれは図2.に示していないが、0.03%に相当する量である。なおその他の品目は、硫黄、木材、鹿の角など食品、及び非食品を含めて40点に及ぶが、その合計は僅かに11%であり、以上の結果から考えて、昆布が函館に於いていかに重要なものであったかが知られるであろう。図2.は輸出金額に関するもの、図3.は輸出重量に関するものである。中琉貿易に於いて80%であったが、函館においては

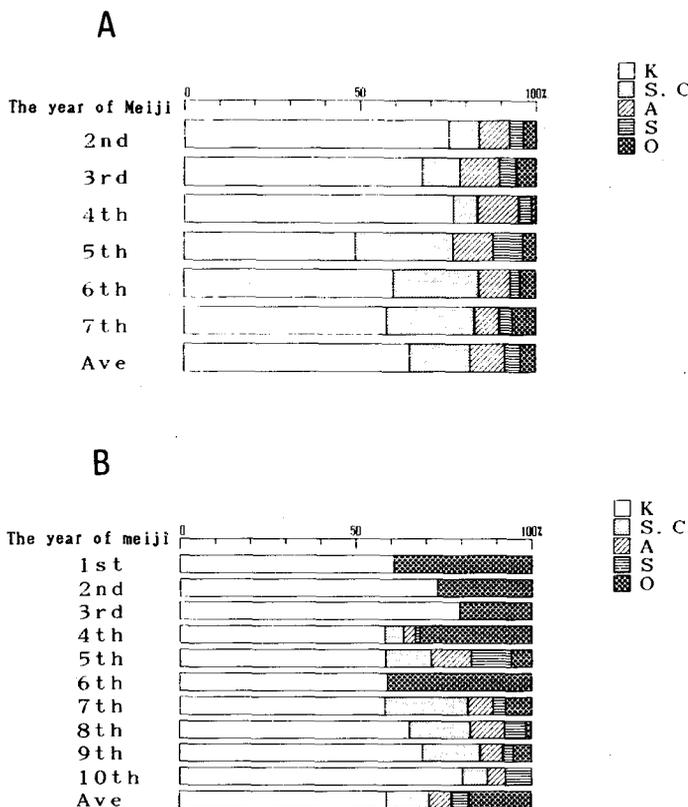


Fig. 2. Percentages of prices in all the exports: A—Kaitakushi records; B—British Council records where K is kombu, S.C is sea cucumber, A is abalone, S is squid, and O is others.

大きく、平均65.3%である。次に割合の大きいものは第2のナマコであって12.84%である。これや、次の第3位のアワビ7.37%などに較べると、昆布の割合がいかに大きかったかが知られる。それ故昆布は、経済的な面で函館の貿易を支えている最も重要な品目であったことが理解されるであろう。また図3.および図4.により、輸出額のみならず、輸出量においても昆布の割合が高いため、函館における昆布の重要性が一層明らかになる。それ故、昆布なくしては今日の函館はありえなかったであろうし、昆布が函館の歴史を形づくったと言っても過言ではない。

[2] 資料としての高田家文書

資料とした、高田家文書の証書類は17札である。期日の古い順に第1札から第17札まで番号をつけ、第1札、第4札、第12札の証書をそれぞれ図版I-1, I-2, およびI-3として筆書きのまま示し、第1札も含めて第17札までを原文どおり活字にしたもの(資料1)と、それを現代文にしたもの(資料2)を一括し、次に示した。

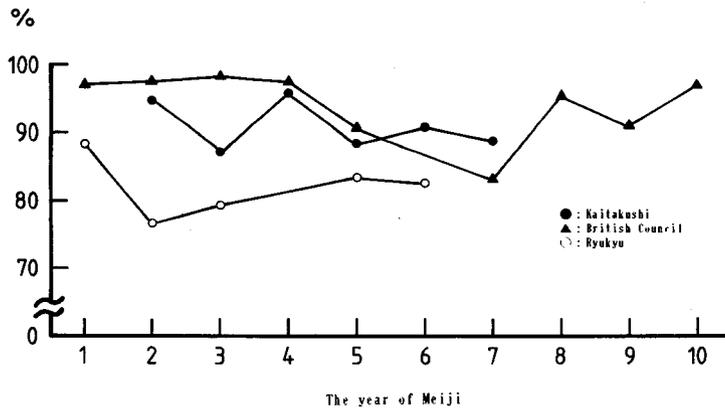


Fig. 3. Weight percentage of kombu in all exports.

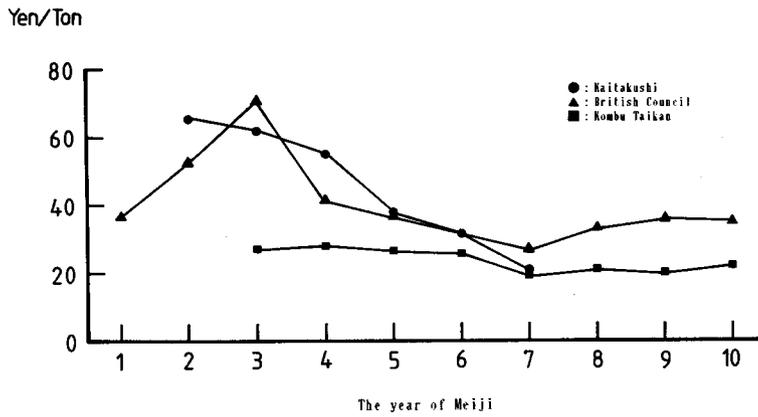


Fig. 4. Prices of kombu per unit weight.

高田家文書 (明治6~7年)

第一札 為取替約定證書之事

一 厚岸郡新昆布四百石目

税金之儀者貴殿方より上納之約定

但直段之儀者市中時相庭より式割下相定申候

右之通今般賣渡約定仕則為手金

金千両也儘=請取申候宛実正明白=御座候

尤荷物渡方之儀者来ル十月廿日迄=

御渡可申上候若延日=相成候ハハ日数十五日之間

五分方直段相下ケ可申候其上相延シ候節者

前割合を以御取引可申上候其上荷物

不都合之節者前金江割下ケ相添不殘御

返金可仕候向後為念請人連印依而如件

式千五百三拾三年 癸酉 四月廿七日

内瀨町一丁目 賣渡主 高田 祐吉郎

大黒町一丁目 請人 柏谷 清兵衛

地蔵町三丁目 同断 高野 誠兵衛

上大工町一丁目 口入人 橋 清右衛門

止宿外國人 プリキストン殿内 萬順御店

第二札 為取替約定證書之事

一 厚岸郡新昆布五百石目

税金之儀者貴殿より上納定

但し直断之義市中相庭より式割下ケ定

右為引當と四間=四間土蔵伍ヶ處也

壹番式番參番四番伍番也外=手船壹艘引當候如此

右之通今般昆布賣渡約定仕則為手金と

千両也只今儘=請取申候處實正明白=御座候

尤荷物渡方之儀者旧曆八月三十日迄=御渡

可申上候若日延=相成候節者日数十五日之間五分方

直段相下ケ可申上候其上相延候節者前割合ヲ以

御取引可申上候亦々荷物不都合之儀有之候ハハ前

金江前割り下ケ相添不殘御返金可仕候万々一相違有之

候節者右引當之土蔵并地所賣払返金可申上候前件々

万事不都合之節者前請取置金高江罰金伍百両也

相添都合千五百両=而相渡し可申候為後念請

人連印證書一札依而如件

式千五百廿三年 癸酉ノ 六月廿五日

内瀨町一丁目 本人 高田 祐吉郎

大黒町一丁目 請人 柏谷 清兵衛

高田祐吉郎手船請人 喜吉丸 庄吉

口入人 橋 清右衛門

高田屋文書 読み下し

第一札 契約書

一 厚岸郡産の新昆布400石(60トン)税金は貴方(プリキストン商会)から納入する約束です。ただし価格は市中相場の二割り引きとする。この度、右の通り売り渡しを約束する。たしかに手金として金1,000両を受け取った。現物は10月20日までに渡す。もしも(現物の手渡しが)遅れたときは、15日あたり5分引きとする。現物に不都合があれば、前金に添えて返金する。念のため証人の連判をする。

明治6年 4月27日

売り渡し主

内瀨町1丁目 高田 祐吉郎

証人 大黒町1丁目 柏谷 清兵衛

証人 地蔵町3丁目 高野 誠兵衛

口入人 上大工町1丁目 橋 清右衛門

在住外国人 プリキストン(商会)内

萬順 商店 殿

第二札 契約書

一 厚岸郡産の新昆布500石(75トン)税金は貴方(プリキストン商会)から納入する約束です。価格は市中相場の二割り引きとする。右の担保(引當)として土蔵(4間に4間)5箇所(1番, 2番, 3番, 4番, 5番)および手船1隻。手金として金1,000両を受け取った。現物は旧曆8月30日までに渡す。遅れた時は15日あたり5分引きとする。現物に不都合があれば、土蔵と地所を売り、罰金500両を添え、合計1,500両を渡す。

明治6年 6月25日

本人 内瀨町1丁目 高田 祐吉郎

証人 大黒町1丁目 柏谷 清兵衛

高田祐吉郎の手船の証人 喜吉丸 庄吉

口入人 上大工町1丁目 橋 清右衛門

外国人 プリキストン(商会)内

萬順 商店 殿

大石ら：明治6年における函館の昆布市場

外国人 プリキントン御内 萬順御店

第三札 差入申一札之事

- 一 厚岸昆布約定仕候處相違無御座候
万々一此末他賣致候節者貴殿被仰聞
之通約定遅返濟者不及申ニ如何様
被成下候共其節ニ至り一言申間鋪候
為後念連印依而如件

式千五百卅三年 癸酉 六月廿六日

内濶町一丁目 高田 祐吉郎
大黒町 請人 柏谷 清兵衛
高田祐吉郎手船請人 喜吉丸 庄吉
口入人 橋 清右衛門

外国人 プリキントン御内 萬順先生

第三札 証書

- 一 厚岸産の昆布の約束は相違ありま
せん。万一他に売り渡した時は、貴殿の
言う通りにする。返済が遅れた時は、勿
論どうなっても、私からは一言もしま
せん。連判。

明治6年6月26日

内濶町1丁目 高田 祐吉郎
証人 大黒町1丁目 柏谷 清兵衛
高田祐吉郎の手船の証人 喜吉丸 庄吉
口入人 上大工町1丁目 橋 清右衛門
外国人 プリキントン(商会)内
萬順 商店 殿

第四札 追念書之事

- 一 開拓使御船安渡丸此度
雇入厚岸昆布千石目積
取候約定彼之地江差向右御船
當港着之上右石数之内四百石め
相除キ残り石数六百石也相渡
可申候向後追念書仍而如件

明治六年 癸酉 九月十四日

内濶町一丁目四拾壹番地 高田 祐吉郎
萬順御店

第四札 証書

- 一 開拓使の船、安渡丸を雇い、厚岸
の昆布1,000石(150トン)を積む約束で、
厚岸に船を差し向け、函館に船が着いた
時、この内400石を除き、残りの600石
を渡す。今後のため念書を追加する。

明治6年9月14日

内濶町1丁目 高田 祐吉郎
萬順 商店 殿

第五札 借用申證札之事

- 一 金五百円也
此引當十一番十二番土蔵貳戸前
但地所とも三十二坪
其外杉五分板千間
右前之品書入棧ニ借用申候所実正明白也
然上者来十月廿五日限り元利共
無相違返金可仕候萬一日限滞
候節者右引當之土蔵并地所
杉板等御勝手ニ御引取被成候而茂聊
異論ケ間敷ク申間敷候為
念借用證札仍而如件

酉 九月廿八日 十月九日書状戻ル

本人 高田 嘉兵衛
同 高田 祐吉郎
證人 柏谷 清兵衛

東順和御店

第五札 借用書

- 一 金500円也
右借用した。担保として土蔵2箇所(11
番、12番、地所とも32坪)杉板(厚さ5
分、1,000間=2,000m)を、来る10月25
日までに元利ともに返却する。万一遅れ
た時は、担保の土蔵と杉板を処分されて
も、異論はない。

明治6年9月28日

本人 高田 嘉兵衛
本人 高田 祐吉郎
証人 柏谷 清兵衛
東順和 商店 殿

第六札 記 九月廿八日夜

一 前約定之刻昆布五拾斤入百五拾箱可
相渡内五拾箱新昆布ニ而相渡可申約定
仕候処無相違御渡可申候為後日
仍而如件
但シ新昆布ニ而相渡可申事ト相定候上者
日限之処少し延引ニ相成候段御承知可被成
候 已上
年号 月 日

高田 嘉兵衛
同 祐吉郎

ティース御内 東順和御店

第六札 記

一 以前に約束した刻み昆布 50 斤入
り 150 箱 (30 kg×150=4.5 トン) この内
50 箱は新昆布として、間違いなく渡す。
ただし、新昆布としたため、期日が少し
延びることを御承知下さい。

明治6年 9月28日 夜

高田 嘉兵衛
高田 祐吉郎

ティース商会殿方 東順和 商会殿

第七札 差入申一札之事

一 貴殿方より刻昆布賃切六万斤約定仕尤旧曆九月
三十日迄無滞相渡可申之処於刻場職方ニ而無據
儀出来刻渡方□□延日何共申訳ケ無之段貴殿
方へ頼合候処早速御聞濟之上支那曆来ル十月
五日迄日延し被下難在奉存候ニ付右日限迄以
日割相渡可申候万一日限ニ至り渡方不行届候
節者如何様之罰金被仰候共聊無申分相渡
可申候為其念書差入申一札依而如件
但雨天続候節者御日送被下約定ニ御座候
新曆明治六年 西第十月十五日
内瀾町 本人 高田 祐吉郎
大町 証人 市田 治三郎
メストテーエス内 東和御店
但支那曆九月十日式百箱同廿日式百箱同三十日
式百箱十月五日皆済 右者跡より書入遣ス也

第七札 記

一 昆布の刻み加工料 60,000 斤 (36 ト
ン) 分を約束の通り、旧曆 9 月 30 日まで
に支払う予定のところ、裁断工場の都合
でやむを得ず遅くなり、申し訳けありま
せん。支那曆 10 月 5 日まで延期して頂き
有難うございます。この日限まで日割り
をして渡す。万一渡すことに不都合があ
れば、どのような罰金を言われても、私
には申し分はありません。ただし、雨天
が続くときは、日延べする約束です。

明治6年 10月15日

本人 内瀾町 高田 祐吉郎
証人 大町 市田 治三郎
メストテーエス商会殿方東順和商会殿
(ただし 支那曆 9 月 10 日に 200 箱
9 月 20 日に 200 箱
9 月 30 日に 200 箱
10 月 5 日にすべて済み
右の通り記載して残す。)

第八札 證書

一 金百五拾円也
右者賃切昆布約定之日限相延候
ニ付日数三十五日延引相願候ニ付右罪金
等之向約定石数刻揚候節賃金之内
ニ而無相違相渡可申候為後日證書一札
仍而如件
明治六年 西第十月十七日入
内瀾町 高田 祐吉郎

第八札 證書

一 金 150 円也 右は、昆布の刻み加
工を、約束の日限に 35 日遅れたための罰
金。約束の石数の昆布を刻み終わった時
に、加工料に添えて、渡す。後日のため
この証書を書く。

明治6年 10月17日

内瀾町 高田 祐吉郎

第九札 記

榎谷引請之分十二月十三日拂方ニ相成

一 金六十卷両巻朱也

右者釘代金来ル十一月十二日限り此

以書付引替相渡し可申候已上

十月卅日 内瀬町 念 店

丸上御印様

第十札 記

一 東和御店刻昆布渡し方左ニ奉願上候

旧曆九月十日ニ式百箱并廿日ニ式百箱又三十日ニ

式百箱十月五日皆済相渡し可申約定之内

百五十箱相渡し差引残六百箱之処旧曆十月

廿五日迄延引被成下段奉願上候付式拾式枚

ニ而相渡ス

一 東順和御店刻昆布渡し方

残り高五百拾八箱之内三百箱来ル舟ニ積入相渡

残り式百拾八箱来ル旧曆十月三十日迄延引被成

下候様奉願上候

右者双方江都合御渡方仕度候間此段兩人(共)

御利解被下延日之段奉願上候已上

第酉 十月三十一日 高田 祐吉郎

メステーエス御内

第十一札 (前半なし)

右之建家私所持ニ御座候所此度無據金子入用ニ付

貴殿方江引當ニ差入金子借用申儘ニ受取候所

実正也然ル上者来ル十二月卅日限り元利共取揃

急度返済可申候萬一限月ニ至右金子不納仕

候節者右引當之通相渡可申候尤地面之儀者

十ヶ年中貸渡可申候地税金之儀者貴殿方より

相納可申候為後日借用証書依而如件

明治六年 酉十一月五日

本人 高田 嘉兵衛

証人 高田 祐吉郎

同 榎屋 友七

メステーエス内 東順和御店

第八月此但し□□ニ相成榎谷友七殿より弁金致し金式百九十卷円ニ証文請取候也

第九札 記

一 金61両1朱也 右は釘代金。

来る11月12日までに、この書類と引き換えに渡す。

明治6年10月30日

内瀬町 高田屋 商店

丸上御印 様

(12月13日 榎谷 引受け分を支払う)

第十札 記

一 東和商店の刻み昆布

旧曆9月10日に200箱

9月20日に200箱

9月30日に200箱 を渡し、10月5

日にすべて済みの約束の内150箱を渡した。残りの600箱は、旧曆10月25日まで延期するよう御願いたしますので22枚を付けて渡す。

一 東順和商店の刻み昆布残りの518箱の内、300箱を次の船に積み、渡す。この残りの218箱は、旧曆10月30日まで延期を御願いする。右のように、両人の了解が得られたので、延期を御願いする。

明治6年10月31日 高田 祐吉郎

メステーエス商会殿

第十一札 記

右の建物は、私の所有です。これを担保として借用の金子受け取った。12月30日の期限で元利を返す。返済できない時は、担保を渡す。土地の税金は貴殿から納入する約束です。後日のためこの借用証書を作る。

明治6年11月5日

本人 高田 嘉兵衛

証人 高田 祐吉郎

証人 榎屋 友七

メステーエス商会殿方東順和商会殿

(付記8月ころ榎屋友七氏から弁償として金291円および証文を受け取った。)

第十二札 借用申一札事

一 金千〇拾貳兩貳步也 但し月巻分利足定
 但此為引當我等所持之土蔵三戸前
 十一番巻戸前拾三番巻戸前拾四番巻戸前
 右之通我等要用ニ付借用仕候所明白実正也
 尤返済之儀者當西從只今向六拾日限急度
 御返済可申候万一相違等在之候節者連印之者
 罷出貴殿江聊御迷惑相掛中間敷候若其
 節ニ至り彼是御座候ハハ右引當之土蔵速ニ
 賣拂代金ヲ以御返済可申候為後念引當證書
 一札依而如件
 式千五百三十三年 癸酉十一月七日
 内澗町四拾一番地 本人 高田 嘉兵衛
 同 本人 高田 祐吉郎
 大黒町四十二番地 証人 柏谷 清兵衛
 大町三町め 市田 治三郎
 止宿外國人 フリキストン殿内 萬順御店

第十三札 念書之事

一 去ル四五兩月中二度厚岸昆布御拂可申約定仕其砌
 為手金と式千兩也請取置申候所期日至り荷物違
 約ニ相成仍之割下ケ其都合金三千拾貳兩貳步也
 右之内
 一 金千拾貳兩貳步也来戌一月可相渡約定証書
 差入申置候分
 一 金千兩也今般相渡候分
 残り金千兩也
 右之金子第十二月廿日切急度御渡可申候約定仕候處
 相違無御座候若間違候節者嘉兵衛所有之
 物品売拂候而茂急度返済可仕候為後日念書
 仍而如件
 明治六年 酉第十十一月廿六日
 内澗町一丁目四十巻番地 本人 高田 嘉兵衛
 本人 高田 祐吉郎
 ブキリストン殿御内 萬順御店

第十四札 借用申證書之事

一 金百円也 利足月ニ一步五厘但し通用金
 右之金子此度我等入用ニ付儲ニ借用仕正ニ請取
 申候処明白ニ御座候然ル上者返済之義者来戌正月
 十五日元利取揃無相違御返金可申候為後日借用
 申一札仍而如件
 明治六年 酉第十二月
 本人 高田 嘉兵衛
 証人 高田 祐吉郎

第十二札 借用証

一 金 1,012 兩 2 步也
 右の通り借用する。ただし月 1 分の利子
 とする。担保として土蔵 3 箇所(11 番, 13
 番, 14 番)を、今から 60 日以内に返却す
 る。万一相違した時は、連判した者が参
 上し、迷惑をかけない。それもできない
 時は、担保の土蔵を売って返済する。念
 のために証書を作る。
 明治 6 年 11 月 7 日
 本人 内澗町 41 番地 高田 嘉兵衛
 本人 同 高田 祐吉郎
 証人 大黒町 42 番地 柏谷 清兵衛
 大町 3 丁目 市田 治三郎
 在住外国人 フリキストン殿方
 萬順 商店殿

第十三札 念書

一 去る 4 月, 5 月中に厚岸昆布を渡
 す約束で、手金 2,000 兩を受け取ったが、
 期日に現物を渡せなかった違約金、金 3,
 012 兩 2 步也の内
 一 金 1,012 兩 2 步也を来年 1 月に渡
 す。(約束の証書の分)
 一 金 1,000 兩也をこの度、渡す。残り
 の金 1,000 兩也は、12 月 20 日に必ず渡
 す。もし約束に相違した時は、高田嘉兵
 衛の所有物を売って返却する。
 明治 6 年 11 月 26 日
 本人 内澗町 1 丁目 41 番地
 高田 嘉兵衛
 本人 同 高田 祐吉郎
 ブリキストン殿方 萬順 商店殿

第十四札 借用証

一 金 100 円也 右借用します。ただ
 し通用金。利息は、月に 1 歩 1 厘。来る
 1 月 15 日までに元利をそろえて返却す
 る。
 明治 6 年 12 月
 本人 高田 嘉兵衛
 証人 高田 祐吉郎
 テーエス殿方 五色伊之介殿

大石ら：明治6年における函館の昆布市場

テーエス様 五色伊之介殿

右之訳ケ五色伊之介殿江八十兩□□□□同人より式十兩書付
取置也式千百五拾兩テーエス殿より式百兩同三百兩同
千三百兩アツヘイ式百五十兩東和割昆布之分メ金四千八百
兩也

第十五札 借用証書之事

一 金 但し金高末々調中

右江為引當六番土蔵ケ所四間四間拾六坪也
右之金子此度我等要用ニ付今借用申處実正明白也
返済之義ハ来ル二月中急度御返済可申候万一
遅滞相及候節者引當之土蔵明渡可申尤金子相納
候迄無利足無賃ニ而貸渡可申候

為後念一札仍而如件

明治七戌年 第一月十三日

蛸子町 高田 嘉兵衛
高田 祐吉郎

テーエス殿内 東和先生（後ニ認替書写し有之候事）

第十五札 借用証

一 （金額を調査中）

担保として土蔵1箇所（4間×4間、16坪、6番）右を借用した。来る2月に返却する。万一遅れた時は、土蔵を明け渡す。金子を納めるまで、土蔵を無利子無賃で貸す。

明治7年1月13日

蛸子町 高田 嘉兵衛
同 高田 祐吉郎

テーエス殿方 東和殿

第十六札 借用申金子之事

一 金式百五拾円也 但し利足月三歩定

右引當として音羽町八拾五番地ニ刻昆布仕入方ニ
建家ケ所梁行六間桁拾三間同続キ板蔵
并釜屋ケ所此梁行式間半桁行五間
且又右建家ニ刻昆布仕入道具はん板五枚并
小道具共不残相添
（久右ニ門義十月十四日神戸表荷物積入上乘致し十一月六日朝安着候其砌者□□用書面も相達し逸々拝読仕候也西川氏小寺氏万平より書面相達ス）

第十七札 記

一 此度長崎谷之約定昆布六百石有之候処約定日限
相過キ日々難渋仕居候故其元殿江割方相願
預リ御助ケ割渡被下候段難有奉存候
右ニ付約定昆布式割半之所此度其元江三割引ニ而
相願左候ハ、□□之処者私より相弁可申候
尤前金三百円并利足共二月中ニ急度其元
殿江相□□（以下ナシ）

第十六札 借用証

一 金250円也 ただし利息は月3分とする。担保は建家1箇所（刻み昆布仕入用、横6間[12m]、縦13間[26m]、音羽町85番地）板蔵と釜屋1箇所（横2間半[5m]、縦5間[10m]）刻み昆布仕入道具（はん板5枚、小道具）をすべて添える。

（10月14日久右衛門が、神戸で荷物を積み込み、上乗りして出発した。11月6日朝到着し、手紙を受け取り、読んだ。西川氏、小寺氏、万平かからの手紙も受け取った。）

第十七札 記

一 この度、長崎屋の約束の昆布600石について、（納入の）日限が過ぎ、日々努力している。（延滞の）割引について、希望を聞いて頂き感謝します。（割引は）約束の昆布の2割5分引きであったものを、3割引で御願います。なお前金300円と利息とを、そろえて2月中に必ず（支払う）。

これらの証書類の受取人及び提出者は次の通りである。先ず、証書番号、次に証書受取人氏名、最後に証書差出人氏名を列記すると次のようになる。

第 1 札	ブリキストン内萬順商店	高田祐吉郎, 柏谷清兵衛, 高野誠兵衛, 橋清右衛門
第 2 札	ブリキストン内萬順商店	高田祐吉郎, 柏谷清兵衛, 喜吉丸庄吉, 橋清右衛門
第 3 札	ブリキストン内萬順商店	高田祐吉郎, 柏谷清兵衛, 喜吉丸庄吉, 橋清右衛門
第 4 札	萬順商店	高田祐吉郎
第 5 札	東順和商店	高田嘉兵衛, 高田祐吉郎, 柏谷清兵衛
第 6 札	テーエス方東順和商会	高田嘉兵衛, 高田祐吉郎
第 7 札	テーエス方東順和商会	高田祐吉郎, 市田治三郎
第 8 札	東順和商会	高田祐吉郎
第 9 札	丸上御印	高田屋商店
第 10 札	メストテーエス商会	高田祐吉郎
第 11 札	テーエス方東順和商会	高田嘉兵衛, 高田祐吉郎, 榊屋友七
第 12 札	ブリキストン方萬順商店	高田嘉兵衛, 高田祐吉郎, 柏谷清兵衛, 市田治三郎
第 13 札	ブリキストン方萬順商店	高田嘉兵衛, 高田祐吉郎
第 14 札	テーエス方五色伊之介	高田嘉兵衛, 高田祐吉郎
第 15 札	テーエス方東和	高田嘉兵衛, 高田祐吉郎
第 16 札	不明	不明
第 17 札	不明	不明

次にこれら証書の、記入年月日、借金額、罰金額、担保物権又は額、提出予定の昆布量、及び返済期日等の要件などを見易くするためにまとめて記入した。

第 1 札	明治 6 年 4 月 27 日, 1,000 両, 厚岸昆布 400 石 (60 トン), 10 月 20 日
第 2 札	明治 6 年 6 月 25 日, 1,000 両, 土蔵 5 箇所, 手船 1 隻, 厚岸昆布 500 石 (75 トン), 旧 8 月 30 日
第 3 札	明治 6 年 6 月 26 日, (誓約書)
第 4 札	明治 6 年 9 月 14 日, 厚岸昆布 600 石 (90 トン), (誓約書)
第 5 札	明治 6 年 9 月 28 日, 500 円, 土蔵 2 箇所, 杉板 1,000 間, 10 月 25 日
第 6 札	明治 6 年 9 月 28 日, 刻み昆布 4.5 トン, (昆布納品の延期願い書)
第 7 札	明治 6 年 10 月 15 日, 刻み昆布 36 トン, (昆布納品の延期願い書)
第 8 札	明治 6 年 10 月 17 日, 150 円, 10 月 17 日
第 9 札	明治 6 年 10 月 30 日, 61 両 1 朱, 11 月 12 日
第 10 札	明治 6 年 10 月 31 日, (昆布納品の延期願い書)
第 11 札	明治 6 年 11 月 5 日, 291 円
第 12 札	明治 6 年 11 月 7 日, 1,012 両 2 歩, 土蔵 3 箇所, 利息月 1 歩, 翌 1 月 6 日
第 13 札	明治 6 年 11 月 26 日, 3,012 両 2 歩, 翌 1 月 31 日
第 14 札	明治 6 年 12 月, 100 円, 利息月 1 歩 1 厘, 翌 1 月 15 日
第 15 札	明治 7 年 1 月 13 日, 土蔵 1 箇所, 翌 2 月 31 日
第 16 札	不明 250 円, 建家 1 箇所, 板蔵と釜屋 1 箇所, 刻み昆布仕入道具, 利息月 3 歩
第 17 札	不明 (昆布納品の延期による価格割引願い書)

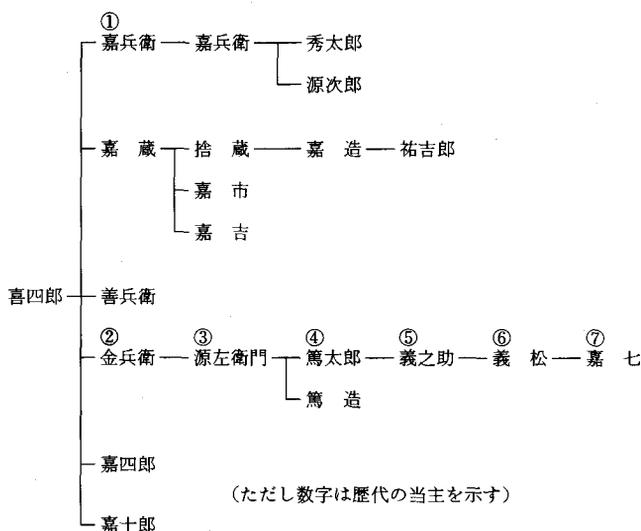
17 札のうち、神武天皇即位より数えた皇紀年号を用いているものが 4 札あり、明治年号を用いているものが 6 札ある。皇紀年号を用いたが、西暦年代を用いなかったことは意外である。

[3] 高田家一族

高田屋とは江戸時代後期から幕府と関係を持ち、豪商になった商店名である。その栄華の時代を表わす高田家の系図は市立函館博物館の調査⁵⁾によれば、3系統がある。第一は淡路の高田家、第二は伯耆（鳥取）の高田家、第三は函館の高田家である。函館では初代高田屋嘉兵衛の弟の高田屋金兵衛が2代目を継ぎ、函館大町の店を本拠としていたが、ある事件のため1833年徳川幕府により所有船を没収され、郷里に追われた。その後1868年四代目の篤太郎の時になると関所が解かれ、業界に復帰したのである。

今回函館博物館で調べた高田家の系図と、高田家の当主の名簿とをまとめて次に示した。ここで先程の借用証の証書受取人について、第1から第17の借用証のうち第9以外の全てに高田祐吉郎の氏名を記入されている。次に高田家の系図を示す。

高田屋系図



この系図によると、高田祐吉郎は初代高田屋嘉兵衛の次弟の曾孫となっている。高田祐吉郎が函館における高田家一族の代表的性格を持っていたか否かは、只今のところ筆者には不明である。また高田祐吉郎としばしば名を連ねている高田嘉兵衛はこの系図の何代目に相当するかも不明である。今後の調査研究に待たねばならない。高田祐吉郎と高田嘉兵衛以外に、借用証等に名を連ねている者についても不明であるが、そのままにしておいた。今回は昆布の取引量と、その評価額あるいは抵当物権の程度について知ることを第一の目的としたからである。

[4] 高田家文書についての考察

明治6~7年における高田家文書第1札から第17札まで全部を検討した。まず、借用証等の宛先者氏名から考えることにする。第1に挙げられる者はブラキストン (Blakiston, 函館ではブリキストンと呼んだ) 商店内の萬順号である。号とはわが国でいう商店と同じ意味である。当時の中国は清国の時代であり、両国間に正式の通商関係がなく、イギリス人ブラキストンの店先を借り

る形で通商をしていたのである。第1札～第4札、第12札～第13札が萬順号のものである。第5札から第8札まで、第10～11札、14、15札もティース (Duus) あるいはメストターエス (Mr. Duus) 商会の東順和号となっている。ティースらは東順和関係者と思われる。このように欧米系商会に間借りの形でいた中国人が昆布貿易の相手であったのである。

高田家から萬順号とか東順和号に支払った借金とか罰金の類はおよそ5,376両である。ここで扱った証書類では『円』と『両』を併用しているが、この論文では1円を1両として取扱った。その内容を見る。第1札と第2札で1,000両ずつ手金として受取っているが、第13札において違約金として3,012両2歩を払っているので除くが、第5札で500円、第8札で150円、第9札で61両1朱、第11札で291円、第12札で1,012両2歩を、第13札で3,012両2歩を、第14札で100円を、第16札で250円を借りていて、合せてほぼ5,376両となっているのである。これらは借金・罰金・手付金の返済などである。

昆布の方は相手に渡したのかどうか分からない。実際扱ったかどうかは確かでないが、第1札により60トン、第2札により75トン、第4札により90トンであり、総計すると225トンである。また、刻み昆布として40.5トンを加工したと思われる。

その当時日本全国で扱った昆布はおよそ1万トンである。高田家が扱った昆布の量は、225トンであり、日本全国の約2%に相当する量であった。中琉貿易では100～200トンであるからほぼ同額であり、この意味で、高田家が中琉貿易の肩替りを意図したか否かは不明であるが、そのようにも受取られかねない。

一方、最近になって、柳田家資料が公開された⁹⁾。これによると柳田藤吉は一介の小売商人から身を興し、安政4年(1875年)に函館に店を開き、その後昆布貿易などで莫大な富を築き、根室方面に進出して行った。この柳田藤吉がブラキストンから明治5年末に42,000円を借用している。そのうち12,000円しか返却しなかったため裁判沙汰になり、明治19年まで紛争が続いた。その借入額は高田家の10倍近い額であり、しかもそれを全部返却していない。このような豪商が輩出して昆布市場を拡大している中に、業界復帰数年の高田家が入り込もうとしても、到底できるものではなかったろうし、これが高田家の不成功の一因となったと思われる。

さらに不成功の原因の一つとして考えられるのは、昆布取引の実状をよく知らなかったためとも解される。以上の17札の証書等だけでも、取引に多分の無理があったように見受けられるからである。

函館には昆布貿易により利を得た華僑の手になる壮麗な函館中華会館(1910年建造)がある。これと対をなすのが、ここに集められた17札の高田家文書である。断片であるとはいえ、一商家が華僑を相手に昆布取引に従事したものの、華僑に較べて運用の稚拙により、逆に資産を減らしていったのに、相手の華僑は終に「中華会館」という殿堂を建設した。高田家は17札の借用証書を残した。まさにこれは「中華会館」と明暗の対をなすものである。

謝 辞

本論文を草するに当り、統計資料を紹介し、貸与された函館市役所函館市史編纂室、菅原繁昭氏、高田家文書を紹介された加藤昌市氏、並びに同文書を解説された同市史編纂室、渡辺道子氏に深甚の謝意を表す。

文 献

1. 大蔵省編(1885).『開拓使事業報告』第3編(物産). 1040 p. 開拓使, 東京.

大石ら： 明治6年における函館の昆布市場

2. 函館駐在英國領事による報告, 各年 (1860~1897) の Commercial Reports による. 函館市役所函館市史編纂室保存. 函館.
3. 大石圭一・原田武夫・張 淼湧 (1985). 周益湘著「道光以後中琉貿易的統計」の研究. 南島史学, 第25・26号, 64-97.
4. 稲垣美三雄 (1947). 日本昆布大観. 983 p. 日本昆布大観編纂所, 東京.
5. 須藤隆仙 (1979). 箱館——高田屋嘉兵衛. 11 p. 高田屋嘉兵衛顕彰会出版委員会, 函館.
6. 山田博司 (1986). 柳田家資料にみる点と線——柳田藤吉——ブラキストン——星亨. 北海道新聞第15682号 (1986年3月29日号).